

局所排気装置の 定期自主点検は お済でしょうか!?

局所排気装置の風量測定、機器点検、メンテナンス、新規提案を含めた定期自主点検始めました!

労働基準監督署からの指摘が増えています!

定期自主点検とは

局所排気装置の性能を確保維持する目的で**労働安全衛生法第45条に定められた1年に一回の法定点検**です。(有機溶剤予防規則第20条、鉛中毒予防規則35条、特定化学物質予防規則30条、石綿障害予防規則22条、粉じん障害防止規則17条)



↑報告書

また**実施した記録の保存が義務**付けられています。
※規則により保存期間は異なります。

罰則はあるの!?

1年に1回の自主点検を実施していない場合、労働基準監督署の**是正勧告対象になり場合によっては罰金**があります。

また**実施記録を保管していない場合**も、労働基準監督署の**是正勧告対象になり場合によっては罰則**があります。



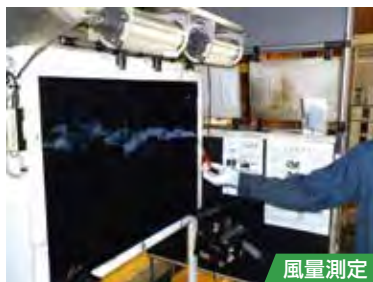
是正勧告書 →

実施対象者は

局所排気装置、プッシュプル型換気装置および除じん装置をお持ちの事業者が対象になります。



測定機器



風量測定

点検内容

点検種類	対象機器	点検頻度	点検箇所	点検内容
月次点検 ▶作業主任者が実施	労働安全衛生法に係る ①局所排気装置 ②プッシュプル ③除じん装置	月1回	● 捕集部 ● ダクト部 ● ファン ● モーター ● 制御 ● 防火ダンパー ● 排気ダクト	● 破損 ● 変形 ● 腐食 ● 摩耗 ● 異音・振動
定期自主点検 ▶確かな知識を持った下記有資格者が実施 ●局所排気自主点検者 ●特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 ●有機溶剤作業主任者		年1回		● 破損 ● 変形 ● 腐食 ● 摩耗 ● 異音・振動 ● 給油状態 ● 配線緩み、指示値、マグネット ● 電圧、ファン温度、電流、ファン振動値 ● 風量測定

★労働基準監督署との打合せもお任せください。

局所排気装置 設計・施工も提案させていただきます。

お問合せはお気軽に!

☎0563-35-3666

AIAEF GROUP 株式会社 中部エアークリーナー

本社 〒444-0524 愛知県西尾市吉良町荻原座甲48
 名古屋支店 〒465-0002 愛知県名古屋市名東区引山4丁目623-2
 浜松営業所 〒431-0201 静岡県浜松市西区篠原町923-10

TEL 0563-35-3666 FAX 0563-35-3660
 TEL 052-771-1106 FAX 052-771-1126
 TEL 053-445-3326 FAX 053-445-3376

株式会社マルエム商会 管理本部 企画部 企画グループ TEL : 052-231-7461 FAX : 052-201-5279



www.chubu-ac.co.jp